

中小企業の円滑な資金繰りのために

中小企業制度融資

中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を、金融機関の協力を得て行います。

● 申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

● 取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、信連、農協、JFしまね

※県内に店舗を有する金融機関。

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

資金名	融資対象	資金 使途	融 資 限度額 (千円)	融 資 利 率 (年%)		期 間 (うち据置 期間)(年)	保 証 料 率 (年%)		
				責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	
一 般	一般設備資金	施設・設備の改善を行う者	設備	80,000	2.05	1.90	12(1年)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
	一般運転資金	運転資金を必要とする者	運転	50,000	2.25	2.10	7(6ヶ月)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
	小規模企業 特別資金	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が1,250万円以内となる小規模企業者で施設設備の改善又は運転資金を必要とする者	設備 運転	12,500	/	1.80	7(6ヶ月)	/	0.40～ 1.70
	小規模企業 育成資金	小規模企業者で、施設設備の改善又は運転資金を必要とする者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)	設備 運転	12,500	1.95	1.80	7(6ヶ月)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
特 別	創業者支援資金	新たに事業を行う者(計画段階～開始後5年未満)	設備	50,000	1.85	1.70	設備	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
			運転	30,000			運転		
	構造転換 支援資金	構造転換に係る基盤強化のために既往借入金の借換資金を必要とする者(合併を計画している者を含む)	運転	120,000	2.55	2.40	12(1年)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
	再生支援資金	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている者	運転	50,000	2.65	2.50	10 (1年6ヶ月)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
	経営革新 支援資金	特別の法律に基づく事業等新たな事業に取り組む者	設備	80,000	1.75	1.60	設備	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
運転			50,000	運転			7(1年)		
人にやさしい 環境整備支援資金	従業員の労働環境の整備のため事業を実施する者、しまね子育て応援企業の認定を受けた者等、人にやさしい環境整備に取り組む者	設備	80,000	1.75	1.60	設備	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	
		運転	50,000			運転			7(1年)

資金名	融資対象	資金 用途	融 資 限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置 期間)(年)	保証料率(年%)	
				責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外
買物の場整備支援資金	地域の買物の場の整備に取り組む者	設備	80,000	1.75	1.60	設備 12(1年) 中山間 15(1年)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
		運転	50,000					
おもてなし処整備支援資金	地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者	設備	80,000	1.75	1.60	設備 15(2年) 運転 7(2年)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
		運転	50,000					
収益体質強化資金	収益体質の強化となる計画を策定し、収益体質の強化につながる設備投資が行われること	設備	80,000	1.75	1.60	設備 15(1年) 運転 10(1年)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
		運転	120,000					
経営改善長期借換資金	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者	運転	80,000	1.75	1.60	10(1年)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
				2.05	1.90	15(年)		
経営力強化支援資金	認定経営革新等支援機関の支援を受け経営改善計画を作成した者	設備 運転	280,000	1.75	1.60	設備 7(1年) 運転 5(1年) 借換 10(1年)	0.40～ 1.30	0.40～ 1.50
資金繰り安定化対応資金	最近3か月の売上高等が前年と比較して3%以上減少している者	設備 運転	80,000	1.75	1.60	10(2年)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
セーフティネット資金	(1)取引先企業の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者 (2)中小企業信用保険法第2条第4項各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じている者	運転	80,000	2.35	2.20	8(1年)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
災害復旧資金	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者	設備	50,000	1.75	1.60	12(2年)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70
		運転	30,000					
災害対策特別資金	大規模災害発生時に早急な金融対策が必要と知事が認めた者	設備 運転	80,000	1.55	1.40	10(2年)		
経済変動等資金	その都度知事が定める							

※責任共有外：セーフティネット保証の不況業種、創業後5年未満の企業等

※保証料率は、借受者の財務情報等をもとに決まります。

※おもてなし処整備支援資金、収益体質強化資金及び資金繰り安定化対応資金の取扱期間は平成26年3月31日までです。

※経営改善長期借換資金及び経営力強化支援資金の取扱期間は平成27年3月31日までです。

お問い合わせ

島根県商工労働部中小企業課 金融グループ
TEL 0852-22-5882 FAX 0852-22-5781

中小企業の成長を支援します

中小企業育成振興資金

中小企業の事業所の新設、新たな市場等での事業展開や経営資産の承継を通じた成長を支援するため、必要な資金を金融機関の協力を得て融資します。

● 申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

● 取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、信連、農協、JFしまね

● 融資利率（年％）

1.20％（責任共有の場合は 1.35％）

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

資金名	融資対象	資金 使途	融資限度	融資期間 (据置期間)	信用保証
事業所新 設等資金	県内で 1 年以上同一業種を営む中小企業者で、事業所の新設等を行う者 ・ 投下固定資本 5,000 万円以上（ソフト産業等 3,000 万円以上） ・ 新規雇用 3 人以上（操業後 1 年以内）	土地 建物 設備	2 億円 投下固定資 本の 3 分の 2 以内	15 年以内 (2 年以内)	金融機関の 決定による (信用保証の 場合 0.45 ～ 2.20%)
成長企業 応援資金	県内で 1 年以上同一業種を営む中小企業者で、成長を図ろうとするもの（新たな市場等での事業展開などであって、先進性又は革新性が高いと認められること等が必要）	土地 建物 設備 運転	設備資金 2 億円 運転資金 8 千万円	設備資金 15 年以内 運転資金 7 年以内 (2 年以内)	同上
経営資産 承継資金	県内において事業を営む会社又は個人の事業用資産を取得する中小企業者（原則として、従業員 1/2 以上の再雇用が必要）	土地 建物 設備 運転	設備資金 2 億円 運転資金 8 千万円	設備資金 15 年以内 運転資金 10 年以内 (2 年以内)	同上

お問い合わせ

島根県商工労働部中小企業課 金融グループ
TEL 0852-22-5883 FAX 0852-22-5781

環境に資する施設・設備の設置・改善のために

島根県環境資金

企業が環境への負荷の低減のための施設・設備の設置、改善等を行う場合に
必要な資金を、金融機関の協調を得て融資します。

● 申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

※中小企業者以外は取扱金融機関

● 取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、信連、農協、JFしまね

※県内に店舗を有する金融機関

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

融資対象	資金使途	融資限度	融資利率 (年%)		融資期間 (据置期間)	保証料 (年%)	
			責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外
下記一覽表のとおり	設備 (工場移転は土地を含む) 運 転 (石綿対策・ISO 認証取得費用のみ)	2億円	1.75	1.60	15年以内 (2年以内)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70 (中小企業者以外は不要)

● 融資対象事業一覽

項 目	融 資 対 象 事 業
公 害 防 止	公害 (大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下等) を防止するために必要な施設・設備の設置又は改善に要する経費
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設・設備の設置又は改善に要する経費
再 生 利 用	産業廃棄物の再生利用、再資源化のための施設・設備の設置又は改善に要する経費
省エネルギー	従来の設備よりも資源及びエネルギーの消費量を5%以上節減する設備の設置に要する経費 (E S C O事業も対象)
自然エネルギー	自然エネルギー (太陽光、太陽熱、風力、雪氷熱、バイオマス熱、水力、地熱、波力、海洋温度差等) 利用施設・設備の設置又は改善に要する経費
リサイクルエネルギー	コージェネレーション (熱電供給システム)、廃棄物熱、廃棄物燃料、温度差エネルギー等を利用したリサイクルエネルギー利用施設・設備の設置又は改善に要する経費
工場移転	製造業等を営む企業が、住居地域等から市町村長が工場立地の適地と認める区域へ工場の全面移転を行うのに必要な移転先の用地の取得及び移転先の施設・設備の設置に要する経費 (土地のみの取得は対象外)

※その他、低公害車の購入費、ISO14001 認証の取得費用、石綿除去等の費用など。

お問い合わせ

島根県商工労働部中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5882 FAX 0852-22-5781

金融機関借入の債務の保証のために

信用保証

中小企業者の金融機関からの借入を円滑にするため、その債務を保証します。
(平成 25 年 4 月 1 日現在)

制 度 名	一企業当り貸付限度	信用保証料率 (年%)
普通保証	2億8,000万円(組合4億8,000万円)	0.45 ~ 2.20
無担保・無保証人当座貸越根保証プレミア	2 億円	0.39 ~ 0.60
無担保当座貸越根保証リード 5000	5,000 万円	0.39 ~ 0.98
小口追認保証制度【かなえ】	1,000 万円	0.45 ~ 1.55
小口零細企業保証	1,250 万円	0.50 ~ 2.20
当座貸越根保証 (貸付専用型)	2億 8,000 万円	0.39 ~ 1.62
長期経営資金保証	2億円	0.45 ~ 2.20
事業者カードローン根保証	2,000 万円	0.39 ~ 1.62
アドバンス 3000 保証	3,000 万円	0.45 ~ 2.20
ビジネス保証	1,000 万円	0.45 ~ 2.20
特定社債保証	5億 6,000 万円	0.45 ~ 1.90
流動資産担保融資保証	2億 5,000 万円	0.68

※上記制度以外にも島根県中小企業制度融資などもございますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

セーフティネット保証制度について

この制度は、業況の悪化している業種を営んでいる、あるいは金融機関の経営合理化に伴い借入れが減少しているなどの要因により経営の安定に支障を生じている中小企業について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

○利用するメリット

①保証料が軽減されます！

御利用いただくと保証料率が年 0.91%又は年 0.80% (0.91%又は 0.80%以下に該当する事業者については、低い保証料率) となります。

②保証限度額が拡大されます！

③原則として無担保です！

※利用対象となる指定業種・金融機関などは随時更新されています。

お問い合わせ

島根県信用保証協会

本 店 TEL0852-22-2837 FAX0852-22-3075

出雲支店 TEL0853-21-4998 FAX0853-21-4858

浜田支店 TEL0855-22-0833 FAX0855-22-3309

益田支店 TEL0856-22-4567 FAX0856-22-4568

ホームページ URL <http://www.shimane-cgc.or.jp/>

日本政策金融公庫の融資制度

中小企業の円滑な資金繰りのために

国民生活事業融資制度

[公庫融資の特徴]

- ほとんどすべての業種の方にご利用いただけます。
- 新しく事業を始められる方のご相談も承っています。
- ご融資に際しての保証人、担保（不動産、有価証券など）については、お客様のご希望に応じてご相談させていただきます。
- 長期のご返済で、お利息は固定金利です。

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

資金名	融資対象	資金使途	融資限度 (万円)	融資期間 (据置期間)
国の事業ローン 〔普通貸付〕	事業を営むほとんどの業種の方	運転設備	4,800	運転：5年以内 (1年以内) 特に必要な場合7年以内 設備：10年以内 (2年以内)
経営改善貸付 (無担保・無保証人)	一定の要件をみたし、かつ商工会議所会頭、商工会会長等の推薦を受けた方	運転設備	1,500	運転：7年以内 設備：10年以内 (2年以内)
生活衛生貸付				
一般貸付	生活衛生関係の事業を営む方 ※生活衛生関係の事業とは、旅館業、理・美容業、クリーニング業、飲食店営業、食肉・食鳥肉販売業などです。	設備	7,200 ～40,000 (業種によって異なります)	13年以内 特別な場合はこれを超えることができます。 (1年以内)
振興事業貸付	生活衛生関係の事業を営んでいる方で、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	設備	15,000 ～72,000 (業種によって異なります)	18年以内 特別な場合はこれを超えることができます。 (2年以内)
		運転	5,700	5年以内(6ヵ月以内)
生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人)	生活衛生関係の事業を営んでいる方で、生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた方	設備	1,500	運転：7年以内 設備：10年以内 (2年以内)

※上記以外にも様々な融資制度がございます。下記の支店までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 (国民生活事業)
TEL 0852-23-2651 FAX 0852-24-4616
日本政策金融公庫 浜田支店 (国民生活事業)
TEL 0855-22-2835 FAX 0855-22-7632
ホームページ <http://www.k.jfc.go.jp>

食品加工業者、流通業者向けの資金

農林水産事業融資制度

国産の農林水産物を加工、販売しておられる中小企業者(※)の皆様にご利用いただけます。

主たる業種	判断項目(資本金・従業員)
小売業・飲食店	5千万円以下又は 50人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
その他の業種	3億円以下又は300人以下

※中小企業者とは、左記の条件を満たす会社及び個人(従業員のみ)です。なお、協同組合等は、左記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

- 年利率は概ね毎月変動いたしますので、下記までご照会ください。ご融資期間に応じた金利設定となっておりますが、ご契約後は固定金利となります。
- 制度により、行政庁の認定等が必要となる場合があります。
- 事業内容に応じて最適の資金をご案内しますので、下記までご相談ください。

資金名	融資対象	融資限度	償還期間(据置期間)
特定農産加工資金	農畜産物の輸入自由化により影響を受ける農産加工業者の経営改善に必要な設備、特別の費用、権利の取得のための資金	事業費の80%以内	10年超 15年以内 (3年以内)
中山間地域活性化資金	中山間地域で生産される農林畜水産物の加工、流通合理化に必要な設備、特別の費用、権利の取得のための資金	事業費の80%以内	10年超 15年以内 (3年以内)
水産加工資金	下記の魚種を原材料とする水産加工品の製造に必要な設備、権利の取得等特別の費用のための資金 ○あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、またら、いか、かぎ、ほたてがい、海藻類、たこ	事業費の80%以内	10年超 15年以内 (3年以内)
食品流通改善資金	食品製造業者等と農林漁業者等の提携に基づく農林水産物の生産、加工食品の製造流通に必要な設備、農業生産法人等への出資のための資金	事業費の80%以内	10年超 15年以内 (3年以内)
	食品生産販売提携事業施設資金	食品販売業者等と農林漁業者等の提携に基づく一連の物流施設(用地も含む)の構築のために必要な設備資金	事業費の80%以内

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 農林水産事業 農業食品課
 TEL 0852-26-1138 FAX 0852-24-5334
 フリーコール 0120-911691
 ホームページ <http://www.afc.jfc.go.jp/>

中小企業の円滑な資金繰りのために

中小企業事業融資制度

資金名	融資対象	融資限度 (うち運転資金)	償還期間 (据置期間)	主な利率
新事業 育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	直接貸付 6億円	設備15年(5年)以内 運転7年(2年)以内	特別利率③ ただし、6年目以降 は基準利率+0.2% 雇用の維持又は 雇用の拡大を図る 場合は、0.2%の 控除の適用可能
新事業活動 促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、「農工商等連携計画」及び「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など	直接貸付 7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	設備20年(2年)以内 運転7年(3年)以内	特別利率①③ 雇用の維持又は 雇用の拡大を図る 場合は、0.2%の 控除の適用可能
中小企業経営力 強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家の指導や助言を受けている方	直接貸付 7億2千万円 (2億5千万円)	設備15年(2年)以内 運転7年(1年)以内	特別利率①
企業活力 強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方など	直接貸付 7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	設備20年(2年)以内 運転7年(1年)以内	特別利率①②③
海外展開 資金	経済の構造的変化に適応するために、海外展開を行う方	直接貸付 7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	設備15年(3年)以内 運転7年(2年)以内	特別利率② 基準利率
地域活性化・ 雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた方、地方公共団体が推進する施策に基づき事業を行う方など	直接貸付 7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	設備20年(2年)以内 運転7年(1年)以内	特別利率①②③ 特別利率②-0.2%
環境・ エネルギー 対策資金	特定の非化石エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方、特定の産業公害防止施設等を設置する方など	直接貸付 7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	設備15年(2年)以内 運転7年(2年)以内	特別利率①②③ 特省エネルギーB

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
 TEL 0852-21-0110 FAX 0852-21-6654
 ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

中小企業の円滑な資金繰りのために

商工組合中央金庫の事業資金融資制度

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

融資の種類		貸付対象	資金使途	貸付の限度	貸付期間 (据置期間)
組合貸	共同事業資金	商工中金の株式を保有している中小企業団体（下記参照）とその構成員。 また、主として中小規模の事業者を構成員とする団体や、融資対象団体等の海外現地法人も貸付対象となります。	設備資金 運転資金	商工中金が必要と認められる額	原則として ・設備資金 15年以内 据置期間 2年以内 ・運転資金 10年以内 据置期間 2年以内
	転貸資金	◎商工中金株主団体 中小企業等協同組合 事業協同組合・事業協同小組合 火災共済協同組合・信用協同組合 協同組合連合会・企業組合 協業組合・商工組合・同連合会 商店街振興組合・同連合会 生活衛生同業組合・同連合会 酒造組合・同連合会・同中央会 酒販組合・同連合会・同中央会 内航海運組合・同連合会 輸出組合 輸入組合 市街地再開発組合			
構成員貸					

セーフティネット支援、創業・新事業進出支援、ものづくり支援などの様々な融資制度を取り扱っております。

詳細については、下記の支店、営業所までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

株式会社 商工組合中央金庫 松江支店
TEL 0852-23-3131 FAX 0852-27-1199
株式会社 商工組合中央金庫 浜田営業所
TEL 0855-23-3033 FAX 0855-22-2215
ホームページ <http://www.shokochukin.co.jp>

中小企業の生産性の向上、経営基盤の強化のために

中小企業高度化資金貸付事業

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターまたは商工会等が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金の一部を長期低利で融資します。(融資にあたっては、事業計画の診断等が必要ですので、早めにご相談下さい)

- 対象者 中小企業又は組合もしくは第三セクター、市町村など
- 主な貸付対象事業（中小企業者が行う事業）

事業名	対象事業の内容
集団化事業	工場団地、工場アパート、卸団地、パティオ商業集積等、中小企業者が集団化して工場団地、卸売団地等の団地や共同施設を設置する事業
集積区域整備事業	商業、製造業等が集積する区域において、中小企業者が店舗、工場等の施設を新設・改造したり、アーケード・駐車場等を設置する事業
施設集約化事業	共同店舗、共同工場の設置等、中小企業者が施設を集約化し、経営の合理化を図る事業
共同施設事業	共同物流施設、商店街のアーケード等、中小企業者が共同で利用する施設や共同で経営する施設を整備する事業
設備リース事業	組合が新鋭設備を一括購入し、組合員に買取予約付きで賃貸する事業

● 貸付条件

貸付対象施設	貸付対象事業を実施（リニューアルを実施する場合を含む）するのに必要な土地、建物、構築物、設備
貸付割合	原則として貸付対象施設の整備に要する額の80%以内
貸付期間	20年以内（うち据置期間は3年以内）
貸付金利	1.05%/年 ※中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子

お問い合わせ

島根県商工労働部中小企業課 金融グループ
TEL 0852-22-5882 FAX 0852-22-5781

設備を長期かつ低利、無担保で割賦販売します

設備貸与事業

- 対象者
県内に事業所を有する従業員 300 名（卸・サービス業は 100 名、小売業は 50 名）以下の中小企業者、または県内で創業を目指す個人又は法人の方で具体的な事業計画をお持ちの方
- 事業内容
中小企業者の経営基盤の強化・経営の革新及び公害の防止に必要な設備、創業者が事業を行うために必要な設備の導入を支援するため、設備を長期かつ低利で割賦販売します。
- 対象設備
 - ・ 経営基盤の強化を図るために新たに導入する設備
 - ・ 経営の革新のために新たに導入する設備
 - ・ 創業者が事業を行うために必要な設備
 - ・ 公害防止設備
- 利用金額
100 万円～1 億円（但し、創業者は 8,000 万円まで）
- 金利
1.9%（但し、中小企業新事業活動促進法等の承認計画に基づく設備導入の場合は 1.75%。しまねものづくり産業生産力・受注力強化緊急対策事業における承認経営計画に基づく設備導入の場合は 0.8%。なお、金利については、金融情勢等により変動する場合があります。）
- 返済期間
7 年以内（6,000 万円超の貸与の場合は 12 年以内も可） * 公害防止設備は 12 年以内
- 契約保証金等
設備価格の 5%
連帯保証人 1 名以上

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 設備貸与支援室
TEL 0852-60-5115 FAX 0852-60-5105
E-mail ty@joho-shimane.or.jp

企業誘致・工場建設

A - 09

事業所等の設置のため

立地関係資金

企業が県内に事業所等の設置を行い、特定の要件を満たした場合に必要な資金を、金融機関の協調を得て融資します。

- 申込先
取扱金融機関（※事業所新設等資金〈中小企業育成振興資金〉を除く。）
- 取扱金融機関
普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、信連、農協、JF しまね
- 融資利率（年％）
1.20％（責任共有の場合は 1.35％）

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

資金名	融資対象	資金使途	融資限度	融資期間 (据置期間)	信用保証
事業所新設等資金	中小企業育成振興資金のページ (P. 3) を参照				
発電用施設周辺地域企業立地等促進資金（くにびき融資）	発電用施設周辺地域（隠岐地域を除く。）において1年以上同一業種を営む企業者で、事業所の新設等を行う者 (1)投下固定資本 5,000 万円以上（ソフト産業等 3,000 万円以上） (2)新規雇用3人以上（操業後1年以内）	土地 建物 設備	5億円 投下固定資本の 3分の2以内	15年以内 (2年以内)	金融機関の決定による（信用保証の場合 0.45～ 2.20%）
企業立地促進資金	県内に製造業に係る事業所等の設置を行う者で、島根県企業立地促進条例に基づく認定（※）を受けた法人	土地 建物 設備	20億円 投下固定資本の 2分の1以内	同上	同上
ソフト産業等立地促進資金	県内にソフト産業等に係る事業所等の設置を行う者で、島根県企業立地促進条例に基づく認定（※）を受けた法人	設備（土地・建物・設備）	2億円 投下固定資本 の 80%以内	同上	同上
		運転（建物等賃借料・機械設備リース料・人件費）	6,000 万円	7年以内 (1年以内)	年 0.40～ 1.70%

※島根県企業立地促進条例に基づく認定については、企業立地促進助成金のページ (P.134) を御覧ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部中小企業課 金融グループ
TEL 0852-22-5883 FAX 0852-22-5781

やる気に無利子で応えます！

林業・木材産業改善資金

林業・木材産業に携わる皆さんが、経営の改善を図ることを目的として機械・施設等を導入する際に、無利子で借りられる資金制度です。

● 貸付対象者

- 1 林業従事者
- 2 木材産業事業者（資本金・出資額が1,000万円以下の会社か、従業員数100人（木材製造業は300人）以下の会社若しくは個人であること）
- 3 1か2の組織する団体
- 4 3以外の林業を行う法人（会社の場合、資本金・出資額が1,000万円以下か、従業員数300人以下であること）

● 貸付の対象となる事業

① 機材や設備の充実

- ・ 林産物の新たな生産方式の導入

生産性・品質の向上等に役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合。

また、機械や施設だけでなく、団地性を確保した森林施業など先駆的な生産方式も対象になります。

例：プロセッサの導入、木材乾燥施設の導入

② 新しい事業の開始

- ・ 新たな林業部門の経営の開始

素材生産事業やきのこ栽培などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合。

例：しいたけの栽培の開始

- ・ 新たな木材産業部門の経営の開始

集成材用ラミナの生産、合成製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場などを開始するため必要な機械や施設を導入する場合。

例：プレカット加工施設の導入

③ 販売用機械や施設の導入

- ・ 林産物の新たな販売方式の導入

売上高の向上等に役立つ販売用機械や施設を導入する場合で、ITを活用した販売方式、また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりを確保した林産物販売など先駆的な販売方式も対象になります。

例：グレーディングマシンの導入

④ 働く環境を整える

- ・ 林業労働に係る安全衛生施設の導入

例：防振装置付きチェーンソー、自動枝打機、無線機器、休憩施設などの導入

・林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

● 貸付条件

- 金利 無利子
- 償還期間 10^{*}年以内（対象となる事業内容により異なります。また、3年以内の措置期間を償還期間内で設けることができます。）
※条件により特例あり
- 償還方法 均等年賦支払
- 限度額

	林業	木材産業
個人	1,500万円	1億円
会社	3,000万円	1億円
会社以外の団体	5,000万円	1億円

注：年度計画の貸付枠の関係から制限される場合があります。

○担保・保証人 融資額に応じた連帯保証人が必要となります。

ご質問・ご相談は、最寄りの県内各農林振興センター・隠岐支庁農林局までお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県東部農林振興センター（林業振興課）
〒690-0011 松江市東津田町1741-1
TEL 0852-32-5664
島根県西部農林振興センター（林業振興課）
〒697-0041 浜田市片庭町254
TEL 0855-29-5609
島根県隠岐支庁農林局（林業振興・普及第二課）
〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
TEL 08512-2-9647

企業の成長に向けた新たな挑戦を投資ファンドが応援します

しまね中小企業未来への挑戦ファンド

● 目的

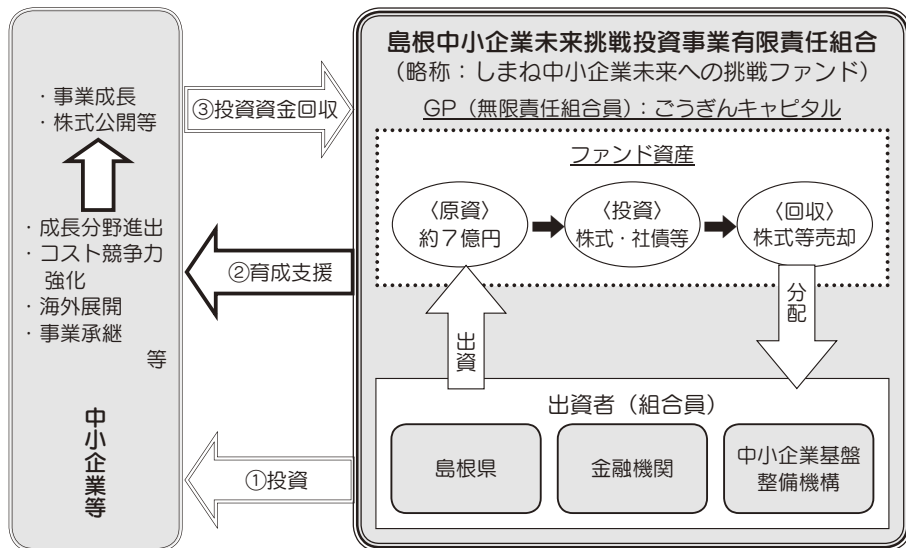
グローバルな市場競争の激化などにより、県内企業も厳しい経営環境に置かれていますが、地域経済活性化や県内雇用確保を実現するため、県の各種産業振興施策等とも連動しながら、成長分野への参入や市場拡大が見込まれる海外市場への進出、コスト縮減による競争力強化、MBO 等による事業承継、企業再編など企業の新たな挑戦を直接金融の手法により資金面から支援します。

● 投資ファンドの概要

成長の核となる事業を持つ、あるいは今後獲得しようとする企業が必要とする資金を出資や社債引受等により供給とともに、ハンズオン支援チームによる継続的な経営支援を行います。

- ・ファンド運営組織 島根中小企業未来挑戦投資事業有限責任組合
- ・ファンド規模 7億円
- ・組合存続期間 H25年3月～H34年12月
ただし、企業への出資等はH29年頃に完了し、ハンズオン支援段階へ移行見込み。
- ・投資対象 [業種] 全業種
[企業] 地域経済への波及効果が期待される中核的な企業を中心とするが、小規模企業にも対応可能。
- ・ハンズオン支援 金融機関、支援機関、行政が連携し、投資先企業ごとに最適な支援チームを編成し、投資先企業の経営、技術、販路等をサポート。

● スキーム



お問い合わせ

ごうぎんキャピタル株式会社 (組合窓口)
 TEL 0852-28-7170 FAX 0852-28-7177
 島根県商工労働部産業振興課 地域産業創造グループ
 TEL 0852-22-5294 FAX 0852-22-6080